

山口県スポーツ指導者バンク運営要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、山口県スポーツ指導者バンク設置要綱に基づく山口県スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(登録指導者)

- 2 指導者バンクに登録するスポーツ指導者（以下「登録指導者」という）は、(公財)山口県体育協会に加盟する競技団体（以下「競技団体」という）及び生涯スポーツ関係団体（以下「推薦競技団体等」という）から推薦された者のうち、山口県スポーツ指導者バンク事業に賛同し、協力する意思のある者とする。

(登録指導者の活用)

- 3 指導者バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。
 - (1) 専門的な資格を有したスポーツ指導者の情報を提供する。
 - (2) 県民のニーズに応じたスポーツ指導者の情報を提供する。
 - (3) 指導者養成や審判講習会において講師として指導できる指導者の情報を提供する。
 - (4) 登録指導者の情報はデータで管理し、氏名、居住地域名、指導可能競技名及び有資格名について、県スポーツ推進課HPへ掲載する。

(推薦基準)

- 4 推薦競技団体等が登録指導者を推薦する場合は、次の基準のいずれかに該当する者から推薦するものとする。
 - (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する者。
 - (2) 各種競技団体の資格を有する者。
 - (3) 日本レクリエーション協会の指導者の資格を有する者。
 - (4) 山口県レクリエーション協会加盟団体の指導者の資格を有する者。
 - (5) 上記以外のスポーツ・レクリエーション関係の協会、連盟等の指導者の資格を有する者。

(登録手順)

- 5 登録は、次の手順により行うものとする。
 - (1) 山口県生涯スポーツ推進センターは、推薦競技団体等に対し、登録指導者の推薦を依頼する。(様式1)
 - (2) 推薦競技団体等は、登録しようとする指導者の承諾を得て、山口県スポーツ指導者バンク推薦用紙(別紙1)を作成し、山口県生涯スポーツ推進センターへ提出する。
 - (3) 山口県生涯スポーツ推進センターは、推薦競技団体等から提出された山口県スポーツ指導者バンク推薦用紙(別紙1)をもとに、氏名、居住地域名、指導可能競技名及び有資格名を山口県スポーツ推進課HPに掲載する。

(登録期間)

- 6 登録スポーツ指導者の登録期間は、平成31年度を初年度とする2年ごとの期間とする。

(登録の更新)

- 7 登録期間が満了したときは、競技団体を通して登録の更新をすることができる。

(登録の取り消し)

- 8 山口県生涯スポーツ推進センターは、登録指導者として不適当と認められる行為があった者について、推薦競技団体等・本人と協議し、その登録を取り消すことができる。

(登録者の任務)

- 9 登録者は、指導者バンクを通じて県内各地域や職場等のスポーツ団体や市町の要請に応じ、その指導にあたっては、以下の事項に留意すること。
- (1) 登録指導者は、要請団体等の責任者と十分な打ち合わせを行い、効果的な指導を心がけるとともに、傷害等の防止についても留意するものとする。
 - (2) 登録指導者は、年間を通してスポーツ傷害保険、賠償責任保険等に加入していることが望ましい。

(登録指導者の紹介)

- 10 登録指導者の紹介は、次の条件を満たす場合に行うものとする。

(1) 紹介の対象となる団体

- ア 自治体等地域団体
- イ 総合型地域スポーツクラブ又はスポーツグループ
- ウ 学校・社会教育関係団体
- エ 職場スポーツ関係団体
- オ 市町教育委員会及び市町体育協会
- カ その他 山口県生涯スポーツ推進センターが適当と認めた団体

(2) 紹介対象の条件

- ア 参加者の人数、施設、設備等が適切であること。
- イ 主催者または代表者が明確であり、かつ参加者の事故等について責任をもって処理できること。
- ウ 参加者がスポーツ傷害保険に加入していること。
- エ 原則として営利を目的とする事業でないこと。

(紹介から活動終了までの手順)

- 11 紹介から活動終了までの手順は、次の通りとする。

- (1) 紹介を必要とする各団体は、山口県生涯スポーツ推進センター事務局（以下「スポーツ指導者バンク事務局」という）に紹介依頼書（様式2）を提出する。
- (2) スポーツ指導者バンク事務局は、依頼内容等を確認し、該当する指導者に連絡・確認を行う。
- (3) スポーツ指導者バンク事務局は、依頼者に登録指導者を紹介する。
- (4) 依頼者と登録指導者が直接打合せを行う。
- (5) 依頼者は、活動終了後速やかに終了報告書（様式3）をスポーツ指導者バンク事務局へ提出する。

(経費の負担)

- 12 指導に要する経費（謝金・旅費等）は、依頼者が負担する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。